從ツテ我等ハ左ノ行動方針ヲ決定ス

(1)、生活要求

一、八時間労働ノ即時断行ヲ期ス、

二、悪條件撤廃ヲ期ス、

三、全国的労働組合總聯盟促進ヲ期ス、

四、自由労働者ノ傷害補償ヲ期ス、

五、失業防止ノ徹底ヲ期ス、

六、労働者國籍的差別撤廃ヲ期ス、

七、軍事費支出ニ反対ヲ期ス、

八、西伯利亜派遣軍ノ即時撤退ヲ期ス、

九、中間搾取ノ撤廃ヲ期ス、

十、對支絶對不干渉ヲ期ス、

十一、労働事故ニ依ル労働者ノ全損害資本家負担ヲ期ス、

十二、團結權、罷業權、耕作權ノ確立ヲ期ス、

十三、労働ブローカーノ撲滅ヲ期ス、

十四、言論、集会、結社ノ自由ヲ期ス

十五、健康保険法ノ改正ヲ期ス、

(2)、川崎ニ於ケル状況、

(1)、當初我々ノ組織、

川崎ニ於ケルメーデーハ總同盟神奈川聯合會主催ニテ其參加團体ハ左ノ如クナリキ

神奈川石油労働組合 一二〃

製材労働組合 五〃

富士紡績工場支部 八〃

セメント労働組合 一〃〃

製鋼労働組合 四五〇